

鳥取県知事 片山善博 様

2006年7月12日  
日本共産党鳥取県委員会  
委員長 小村勝洋

## 2006年度予算要望(第二次)

格差社会と貧困の広がりが、一大社会問題となっていますが、いまおこっていることは一部財界・大企業が3年連続で史上空前の利益をあげるなど、バブルの時期を上回る空前の富を得ながら、他方で、国民の大多数の中で所得が減少し、格差と貧困が深刻な形で広がるという事態となっています。この格差拡大は、自然現象ではなく、「構造改革」という名の下に、国民に対して福祉の切捨てや増税という負担増や、雇用のルールを破壊して不安定雇用を促進するなど大きな痛みをおしつけながら、一方で一部財界・大企業のもうけのために、地域社会や金融のルールを規制緩和したり、優遇税制を続けるといった、「弱肉強食」の政治のあり方が最大の原因です。

この「弱肉強食」の政治の中で、県民生活や地域社会に大きな困難がもたらされています。こんなときだからこそ、県民生活を守るべき鳥取県が、しっかりと県民の痛みを心に寄せ、施策に反映していただくことが大切であると考えます。以上の趣旨から、次のことを要望します。

### ◎まちづくりについて

#### 一、ジャスコ北店の増床計画について

鳥取市のジャスコ北店の売り場面積を今の2倍にする増床計画が出ているが、この計画が実施されれば、大型店の売り場面積は鳥取市のすべての地元商店の売り場面積とほぼ同規模となり、地元商店の売上や中心市街地の活性化にも悪影響を与える。国でも「まちづくり三法」が改正され、大型店出店規制が当然の流れとなっており、地元商店や中心市街地を守り発展させる立場から次のことにとりくむこと。

- ① ジャスコ北店の増床計画に反対すること。
- ② 「商調法」を生かし、地元商店から申し出があった場合には、県の調整機能を発揮し、ジャスコ増床の影響調査や、増床の規制をすること。
- ③ 福島県の「福島県良好な小売商業機能が確保された、誰もがくらしやすいまちづくりの推進に関する条例」を参考にし、鳥取県独自の「まちづくり条例」をつくり、まちづくりのルールを確立すること。

## 二、 駐車違反に対する規制強化への対応について

6月1日開始の民間監視員を活用した駐車違反に対する規制の強化によって、鳥取市中心市街地での買い物がしにくくなったり、自家用車を使う訪問介護ヘルパーの車が要介護者の自宅前に止めにくくなりヘルパーや要介護者が駐車代金を新たに負担せざるを得なくなっている場合も出ている。医療・福祉関係車両については、日本共産党の小池晃参議院議員の質問主意書に対する政府の回答では、従来在宅医療や訪問介護車に認めていた車両は当然のこと、介護保険によるデイサービス送迎や訪問診療に伴い薬局が行う訪問薬剤指導など公益性の高い車両についても、既存の規制や前例にとらわれず、必要性に応じて柔軟な対応をとることを認め、適切な対応ができるよう都道府県警を指導したい、としています。今回の質問趣意書への政府の回答を県警に徹底し、中心市街地での駐車規制の緩和や、訪問介護ヘルパーの自家用車を事前登録するなどによって駐車しやすくすること。

## ◎子育てにかかわって

### 一、学童保育について

現在国は、保護者が仕事で昼間家庭にいない子ども対象の放課後児童クラブと全児童対象の「地域子ども教室推進事業」を一体化させる「放課後子どもプラン」構想を打ち出しており、放課後児童クラブの存続そのものが心配されている。放課後児童クラブは保護者が仕事で昼間家庭にいない子どもたちの生活の場であり、出入り自由の遊びの場である「地域子ども教室推進事業」とは性格が違い、単純に一体化できるものではない。働く親が増え、子どもたちの安全が心配されている放課後児童クラブのニーズは広がっており、今必要なのは、事業の一体化ではなく、学童保育を拡充することである。

- ④ 国に対して、放課後児童クラブを存続させ、予算を増やすよう要望すること。
- ⑤ 国が両事業の一体化を決定しても、放課後児童クラブが継続できるよう、県独自で予算を組むこと。
- ⑥ 県独自で、子どもたちが心身ともに安心してすごせる生活の場にふさわしい「放課後児童クラブの設置基準」（適正規模・人員、遊び・食べる・休養ができる空間、職員の身分保障と研修）をもち、その条件整備ができる予算措置をすること。

### 二、「認定子ども園」について

国会で「就学全保育教育等推進法」が成立し、今年10月1日から「認定こども園」が導入されることとなった。「認定こども園」は、①幼稚園、保育所双方の認可基準の切り下げ、認可外施設の公認化をすすめるもの

であること②保育所に直接契約制度、保育料の自由設定方式を導入し、憲法・児童福祉法にもとづいて国と自治体が責任を負う公的保育制度の「解体」に道を開き、子どもの権利をないがしろにするものである。この「認定こども園」は都道府県が認定することになっており、設定基準は国の指針に基づき、都道府県が策定し、条例で定めることになっています。設定基準の策定にあたっては、子どもの最善の利益を保障し、子どもの権利が侵害されることのないよう、以下の点をふまえて審議、検討すること。

①「認定こども園」の認定基準の策定にあたっては、保育関係者や住民が参加する策定委員会を設置するなど、行政と保育関係者、地域住民との意見交換の場、協議の場を設け、パブリックコメントも7月下旬から8月上旬などという短期間の拙速な策定の仕方ではなく、十分時間をかけて、子どもの生活や権利を保障しうる内容に仕上げること。

②設定基準に策定にあたっては、乳幼児の保育を受ける権利を明記すること。

③保育所、幼稚園双方の認可を前提とし、認定基準は保育所、幼稚園の現行基準を下回らないようにすること。また設置運営主体は営利法人ではなく、市町村、社会福祉法人、学校法人等非営利法人に限定すること。

③「認定こども園」で採用される直接入所契約方式では、施設側の「公正な選考」の基準が不明確であり、保育に欠ける子どもが排除されることが心配されるので、入所の決定は市町村の責任で行うことを明記すること。

④保育料の設定は、市町村の基準に準じたものにする。

⑤「認定こども園」の認定は都道府県が行うが、認定に当たっては保育の実施責任を負う市町村と協議し、施設運営については、市町村、施設、保護者、地域住民等による協議会等を設置し、その関与を義務付けること。

⑥「認定こども園」が十分な機能を果たしているか、公費の支出が適切であるかなどについて

て、監督・指導できるよう、立ち入り調査などの実施を義務付けること。

⑦選任職員の配置や専用室の設置などを義務付け、条件整備に必要な財政措置をすること。

⑧保育内容は、保育と教育を時間によって分断したり、職員の資格によって業務を分けるのではなく、子どもの一日の生活としてとらえたものにする。

◎ 医療・福祉、増税にかかわって

## 一、県特別医療について

県の特別医療制度の患者自己負担増計画は中止をし、自己負担軽減をいっそう充実させること。パブリックコメントは短期間で済ますのではなく、関係者は、重病者や障害者、一人親家庭、子育て中など生活に困難や苦労がある人が多いので、結論をおしつけるのではなく、十分間をかけて、広く、丁寧に関係者に意見を求めること。

## 二、障害者自立支援法について

- ① 10月から居宅系サービスが再編されるが、これまで実施されていた障害者デイサービスが継続して行えるよう、県として制度を確立するか、市町村に実施をはたらきかけこと。また従来の報酬単価を保障すること。
- ② 国が考えている障害認定区分の基準は、身体障害が中心になっているため、知的障害者の実態が反映しないものとなっている。国に対して知的障害者の実態が反映する認定基準とするようはたらきかけること。
- ③ 県が作成中の障害福祉計画は、今後の県内の障害者福祉の整備にとって重要なものとなる。策定にかかわる関係者へのアンケートは記入の援助をするなど関係者の意見がきちんと反映できるように丁寧にとりくむこと。現在計画内容にぬけている難病患者や発達障害者に関する計画ももりこむようにすること。
- ④ 小規模作業所は、法人化しなければメニューに編入されないため、法人化が困難とする小規模作業所が閉鎖に追い込まれることが心配されている。現在の単県の小規模作業所への補助事業を継続すること。また小規模作業所の仕事が増えるよう援助をすること。
- ⑤ 自己負担が、応益負担(1割負担)となって負担が重くなり、サービスを控えている人が出ている。県として負担軽減の措置をとること。
- ⑥ 手話通訳が有料にならないよう、県として助成すること。

## 二、介護保険制度について

- ① 昨年10月から施設利用者の居住費や食費が全額負担となり、必要な介護サービスが受けられない事態が生まれている。県独自の負担軽減措置を講ずること。
- ② 4月から新設された新予防給付を市町村主体の地域包括支援センターが担っているが、認定業務から保険請求など非常に重労働となっている。市町村の負担軽減のため、人件費などの補助をすること。

- ③ 今回の法改訂で、従来、国、県、市町村、事業者で費用負担してきたデイサービス事業が中止となり、デイサービスは市町村の「地域生活支援事業」にゆだねられる形となった。デイサービスを実施する市町村に対し、従来補助してきた県の補助金をあてて、市町村の介護予防事業を支援すること。

### 三、増税問題について

国の定率減税の半減、年金控除の廃止、老齢控除の廃止によって住民税や介護保険料が大幅に上がり、悲鳴があがっている。国に対して増税の中止を求めること。合せて県民税の増税分は介護保険の負担軽減にあてるなど、住民の暮らしに役立つ使い方をすること。

またこれ以上の増税計画には反対すること。

#### ◎環境行政について

##### 一、大型ごみ焼却施設設置計画について

鳥取市河原町に建設が計画されている大型ゴミ焼却施設は、ゴミの減量化に逆行し、ダイオキシンなどの環境汚染物質を大量に一地域に集中発生させることになる。計画のもとになった県の大型化計画を白紙撤回し、その徹底をはかること。小規模焼却施設への補助金制度を確立すること。

#### ◎交通問題について

##### 一、バス問題

鳥取県は、広域バス路線の乗車密度2人未満の路線について配線を検討し、補助金を削減することを各自治体に通告してきている。特に「鳥取市は合併したのだから広域ではない。2人以上の乗車密度があっても補助金は出さない」ということについて、同じ県民なのに合併して呼び名が変わっただけなのにおかしいという声も上がっている。国の基準によれば①複数の市町村にまたがって運行するもの（平成13年3月31日の市町村の状態に応じて決定）②1日あたりの運行回数が3回／日以上のもの、③一日あたりの輸送量が15人から150人もの、④運行キロが10キロ以上で広域行政圏の中心市町村にアクセス⑤経常収益が経常費用の11/20以上のものとなっています。

- ①吸収合併された地域の住民の生活をまもるために、国基準の「複数市町村にまたがって運行するもの（平成13年3月31日市町村の状態に応じて決定）」を守ること。

②乗車密度が2人未満の場合、代替措置について補助金を出すこと。

③住民説明会では、交通弱者である利用者也出席できるよう配慮すること。

## 二、 JR 駅について

JR 末 恒駅は、鳥取市のベットタウンとして住宅団地が誕生して以来、所帯数も年々増えつづけ、駅利用者も多くなっている。しかし、プラットホームに至る構内階段 部分の通路が冬季凍結し転倒する人も出ている、段差があるため障害者や高齢者には危険である。段差を解消するための手立てを講じること。

[政策・見解：鳥取県版「マネーのトラ」スタート](#)

投稿日時：2006-6-23 12:46:33 (1817 ヒット)

有望な事業に無担保・無保証で1億円貸します

県内の中小企業が手がける新事業を、大学教授ら5人で構成する「目利き委員会」が審査し、金融機関から融資を受けられる「チャレンジ応援資金」が本年度からスタート。新制度は国の信用保証制度を活用。倒産した場合、融資額の7割を国(中小企業金融公庫)、残りの1割づつを県、県信用保証協会、金融機関が負担するというもの。限度額は1億円。実質金利は2.9%、第1次募集は7月20日まで。

県経済政策課(26-7249)によると、下限額の設定は特にないとのこと。数十万円からでもOK。返済期間は10年以内で、期間中に2年間の据え置きも可。

[政策・見解：私たちの望む保育園](#)

投稿日時：2006-4-13 0:32:26 (1537 ヒット)

「私たちの望む保育園」

米子市の良い保育をつくる会が、「私たちの望む保育園」試案(ASMO)を発表しました。

ASMOとは、A—あたたかい保育、S—すべての子どもが育つ保育園、M—学ぶことのできる保育、O—親も子ども成長できる保育

(A) 一日の一番長い時間を過ごすのが保育園。そこで、いろんな人たちに愛されていることを子どもたちが感じられるように安心感あふれる空間であってほしい

(S) すべての子どもがその個性を尊重され、他の子どもと違うのでダメと決めつけられず、その子にしかない個性を誉められ、子どもたちが等しく成長と発達を可能とする保育であってほしい

(M) 遊びや体験を通して、泣いたり、笑ったり、怒ったり、けんかしたりして、その中で人との触れ合いを学べる環境であってほしい

(O) いろいろなことを気軽に相談できる環境づくり、関係づくり。その整った環境の中で豊かな人間関係をはぐくめる保育園であってほしい

ASMO…私たちの宝であり、未来であり、命そのものである子どもたちをあずけるために米子市に望むのは、こんな保育園です。こんな保育園であればこそ、子どもたちは成長し、発達できるのです。

国連子どもの権利条約は子ども第一最優先を求めています。良い保育園をつくることは最優先の政治課題です。保育園で一日の大半を過ごし、育つ子どもたちは、私たち地域の明日を担っています。保育園は市立

であろうと社会福祉法人立であろうと、子どもたちと共に親も成長できる重要な公的役割を持っています

ASMO を実現するために、保育園の運営に保護者や地域の意見を生かす制度をつくってください。また、市立保育園を民間に委託・移管するのでしたら、運営者を保護者と地域の人たちで選定させてください。その権利が私たちにはあるはずで、良い保育を実現するために予算が必要というのであれば、それを捻出するためのプランを作成するのは米子市の責任であり、現在の保育園の最低基準を少しでも底上げするのが米子市の果たすべき責務ではないでしょうか

ASMOを実現するために私たちは以下の項目を米子市に望みます！

1. 子どもの生命・身体に対する安全が確保される体制が整備されていること。突然死・事故などが防げる物的、人的体制が整備されていること
2. 子どもが愛情を持って育てられる体制が整備されていること。保育の愛情不足は愛着障害という重大な精神障害をもたらし得ることが近年解明され、子どもの一生にかかわる大きな問題です
3. 子どもの個性と自主性が尊重され、すくすくと成長・発達できる条件を整えること。とりわけ、子ども同士の豊かな遊び、文化的な営みが子どもの成長や社会性を促すことに留意し、そのための条件を整備すること
4. 一人ひとりの子どもに即した食を保障するために、自園調理室の設置を維持し、保育士、栄養士、調理員が専門性を生かした運動を図り、よりよい給食が追求される体制を整備すること。保育園の給食は、保育の一環として位置付けられています。食べる、寝る、遊ぶが基本の乳幼児にとって、その生活に占める「食」の割合はとて大きく、離乳食、幼児食、アレルギー食の対応や、よく噛めない、食欲がない、偏食などの問題には、保育との連携をもった食育が欠かせません
5. 保育園は子育ての拠点であり、子育てについての保護者や地域要望に応えられる体制が整備されていること。特に保護者との人間関係を築き、保育士が良きアドバイザーとしての役割が果たせること。また、園・保護者・地域が一体となった運営が図られること
6. 地域における子育ての拠点としての機能・能力を高め、児童虐待の早期発見、防止、家族関係の調整、子育て環境の整備に関して重要な役割を果たすような物的、人的体制が整備されていること。\*児童虐待防止法では、保育園がこのような役割を果たすことを求めている
7. 諸条件を整備するために専門性の高い有能かつ経験豊富な保育士、栄養士などの職員の確保につとめること。また、その専門性を発揮するに足る賃金・労働時間は、同地域・同職種の平均賃金を下回らないこととし、研修制度の充実を含めた労働条件を保障すること。そのために職員などで組織される労働組合と保護者会の活動の健全な発展が保障されること
8. 保育基準と保育内容及び運営が、法人の場合には法人会計の公開を義務づけ、市民がチェックし、市民の意見を取り入れる運営が可能である体制を整えること



9. 責任の所在が明らかで運営上の説明責任が果たされること

10. 以上の9点に基づいて現在の市立・米子福祉会・私立保育園の現状を調査し、改善のプログラムを作成し、財源の確保を早急に行うこと

11. 市立保育園の民間委託や移管などを行う場合は、委託・移管先を非営利の社会福祉法人もしくはNPOに限定し、保育の質を低下させたり、職員の労働条件の低下を招かないこと。また、受託者の選定は選定委員会を設置し、当事者である保護者と地域住民を加え、学識経験者などは米子市と父母・地域住民が一致して推せる人とする。また、選定管理委員会は委託・移管後の評価を行うこと

(民報記者)

ASMO の特徴。子どもの保護とともに、子どもの発達保障を位置付けている。子どもたちは子ども同士で遊ぶことで、多くの刺激を受け、感覚器官を発達させ、様々な感情が芽生える、他者とぶつかることで、自分の感情をコントロールする術を覚え、自分の意思を伝え、相手の意思を汲み取り、他者との関係を調整するコミュニケーション能力を発達させる、感情を共有し、痛み、快感、悲しみ、喜び、苦しみ、悔しさ、など共感する能力を身につける、欲求が満たされなかったときの対処の方法、合理化のしかた、他者との交渉のしかたを覚える、人格を形成する基礎的な体験こそ、子ども同士の遊びである。

ところで、少子化、外遊びの減少などで、めっきり地域で子ども同士が遊ぶ機会がなくなった。兄弟も少なく、近所に子どもがいない。いっしょになっても、めいめいでTVゲームをしている。遊びの機会を保障することは、保育園か学童保育くらいしかない。小学校では遊びが教育の一環として位置付けられているわけではない。子どもの成長にとって、地域に保育園が欠かせないのは、以上の理由による。

保育に欠ける、とは発達保障に欠けると言い換えてもいい。遊びが保障されないと、発達が保障されない。母親と子どもの関係だけでは、行き詰まってしまう。母親の育児ストレスは虐待の温床ともなっている。保育園に通う子どもより、家庭で育てている母子関係の方が危険だと言われている。この点でも、育児サークル支援や育児相談に地域の保育園が取り組む意義がある。

保育が利潤追求の手段にされたとき、手間暇をかけて一人ひとりの子どもと付き合うことができるだろうか。しかし、公立の現状でも、ほとんどできていない。西 欧諸国の3倍もの子どもを保育士たちは一人でみなければならぬからだ。また、子どもの見方、保育技術の継承、サポートなど、ベテランの存在は必要。研修も含めて、保育士が子どもを観察し、記録し、意見交換し、問題を解決するために話し合う時間が保障されなければ、保育の目的は達成されない。

食事についても、安全な食材、個別な子どもへの必要なサポート、味覚の発達、健康な体づくり、身体的、精神的成長の保障が位置付けられていなければ、保育とは言えない。経済効率主義で、外部搬入、民間委託では、保育の条件を失うことになる。

保育事業者、保育内容について、保護者、住民、保育者に決定権があること。市が一方的に決定したり、競争入札で法人が落とすなどということがあれば、保護者の意に添わないばかりか、子どもの発達保障を阻害することになる。

[政策・見解：保育政策など 竹内 VS 市谷](#)

投稿日時：2006-4-7 21:14:52 (1327 ヒット)

### 竹内 VS 市谷 政策論戦

鳥取の保育を考える会、公開質問状の回答、新聞紙上の回答から

[入園待ちの待機児童をどう解決しますか。](#)

(竹内)既存の保育所に入れる。幼保一元化施設をつくる。

(市谷)国は詰め込みを奨励している。鳥取市でも、遊戯室が保育室になったり、廊下での食事、午睡の布団が重なったり保育に支障がでている。保育園の増改築や新設で解決したい。

(解説)幼保一元化施設「認定子ども園」は、幼稚園と同様に保育士一人当たり4時間分の予算措置しか国がしません。保育園は延長保育をすれば11時間分の予算措置がつかます。「認定子ども園」は、国がお金をケチるために導入したもので、安上がりの保育になり、保育の質低下は否めません。

[公立保育園の民営化や民間委託は、どう考えますか。](#)

(竹内)民営化を推進する。民営化は、待機児童の解消にも役立つ。

(市谷)保育に市が責任を果すためにも、民営化や民間委託は行なわない。

(解説)なぜ民営化が、待機児童の解消に役立つのか(?)。市は財政難を理由に、3園を建て替えて民間委託したいとしています。私立保育園の運営費が安いのは、人件費が安いため。それは職員が若いためで、結婚、出産後の再就職の保障がなく、国の予算措置で、十年で給与が頭打ちするという理由による。私立にすれば、市は公務員並みの給与を払うために助成している分を負担せずすむから、民間委託を推進していません。

[非常勤保育士の比率が高いのでは。](#)

(竹内)待機児童数のみをもって正職員を増やすことは適切ではない。

(市谷)国の規制緩和で短時間保育士の枠が無制限になった。市が保育に責任をもつ立場から、正規職員の比率を順次増やしていく。

(解説)市は、お金のかかる正職員を増やすつもりはない。待機児童数と正職員の関係はよくわからない。待機児童の年度内入園について、市は登録者制度をつくり、非常勤保育士で対応する予定です。

[学童保育は、どう考えますか。](#)

(竹内) 専用施設の建設は急務。合併地域は、市直営から保護者会運営に切り替える。

(市谷) 専用施設をつくる。保護者会運営から、市直営に切り替える。過密状態にある学童クラブは分割する。

(解説) 保護者会運営は、大変です。指導員の人選、確保、労働条件への責任など、安定的に運営するのはむづかしい。他市では、市が責任を持って運営しているのが普通です。放課後、休日の子どもの居場所の確保、安全対策などで学童保育の社会的ニーズは高まっています。

### 保育所で温かい米飯給食を実施しませんか。

(竹内) (お弁当が冷たくても) 部屋が暖房がしてあるし、汁もできるだけ温かいものを提供している。

(市谷) 温かい米飯給食をただちに実施する。

### 保育料を軽減しませんか。

(竹内) 保育料は国の基準より20%軽減している。

(市谷) 政府の増税で、収入が変わらなくても保育料が上る世帯がある。保育料の経済的負担は重く、増税前の水準を維持する。減免をすすめる。

### 私立保育園・幼稚園への財政支援はどうしますか。

(竹内) 助成金や補助金を交付している。

(市谷) 助成金や補助金を引き上げる。

### 乳幼児医療費助成(通院)を入学前まで拡大してください。

(竹内) 4歳まで拡大した。財政状況をみながら検討する。

(市谷) 入学前まで拡大する。窓口負担もやめる。

### 周辺地域の利便性について

(竹内)幹線道路を整備し、市域内移動の時間短縮をはかる。CATVを整備する。地域審議会を設置して住民の声を反映させる。

(市谷)総合支所に権限を持たせる。交付金制度をつくって自由にお金を使えるようにする。

### 中心市街地対策

(竹内)空き地に共同住宅を建設する。起業支援で商店街を活性化する。

(市谷)「まちづくり条例」をつくり、大型店の出店を規制し、住民の創意を生かしたまちづくりをすすめる。

### 産業政策

(竹内)情報通信関連、環境関連を中心に積極的に企業誘致をすすめる。通過型から滞在型観光へ。

(市谷)地元の業者を使えば助成が出る、住宅リフォーム助成制度など地元建設業者が潤うようにする。地産地消をすすめる。環境保全型の事業所や工場を誘致する。文化財、遺産を住民自治組織をつくって保存・継承する。

### 財政再建

(竹内)補助金の削減、指定管理者制度の活用、給与構造改革・退職者補充の抑制で人件費を削る。市税の徴税を強める。

(市谷)流通工場団地に50億円などの無駄な計画をやめる。国に意見して地方交付税を増やす。市長のボーナス、退職金は返上する(3500万円)。

### 変電所建設は？

(竹内)変電所は必要。変電所は危険ではない。中電が住民を説得するべきだ。

(市谷)建設計画を白紙に戻す。電力需要の見通し、電磁波の影響については、専門家の意見を聞き、中立・公正な機関である都市企画審議会で検討・審議する。

### 浄水場は？

(竹内)クリプトが出るので必要。膜ろ過施設が最適。

(市谷)中断して、施設が必要かどうか、から再検討する。市民合意を大切にすすめる。水道の大家は、緩速ろ過がもっとも優れていると言っている。

## 市役所運営の姿勢など

(竹内) 企業経営論で効率優先主義。職員評価制度の導入で、能力によって職員間に賃金格差が生じる(?)。

(市谷) 福祉、教育、市民生活優先。上を向いて争う職員評価制度に反対。住民の目線にたって、いっしょに苦勞する職員の意見を大切にする。

## 趣味など

(竹内) 愛読書は「武士道」。

(市谷) 演劇。障害者運動など。

[政策・見解：デイサービスもおにぎり持参](#)

投稿日時：2006-4-7 15:56:13 (1538 ヒット)

### デイサービスもおにぎり持参

介護保険の制度改悪は、昨年10月から施設利用者に対する食費及びホテルコスト全額負担化や、今年4月からの軽度者への新予防給付制度導入による軽度者のサービス利用排除が行なわれ、利用者・家族に大きな負担と犠牲を押し付けるものとなっています。また、度重なる介護報酬の引き下げで、介護労働者・事業者にとっても安定的な経営見通しがもてない等様々な困難を作り出しています。

昨年10月の食費の負担増で、「デイサービス利用者の中にはおにぎりを持参する人もいる。食事の時は(弁当持参の人に気をつかって)食堂をカーテンでしきっている」というお年寄りを分断する事態も起こっています。

また、政策的にユニット型入所施設の比率が高められ、ユニット型では居住費が月13万円にもなり、低所得者が入所をあきらめざるをえない状況があります。

障害者も4月1日より自立支援法が施行され、利用料の割負担が生じ、施設から自宅へ引き取る家族や、授産所への通所を控えるなどの大きな問題が現われています。

高齢者・障害者福祉制度の相次ぐ改悪の中、制度改善とサービスの質の確保、労働者の待遇改善を求めて、現場労働者らが福祉介護ユニオン結成に向けて動き出しています。

福祉介護ユニオン結成準備会 第2回目学習交流会

2006年4月19日 午後1:30～4:30

倉吉市伯耆しあわせの郷

[政策・見解：全国人権連が鳥取県議会に申し入れ](#)

投稿日時：2006-2-14 14:44:19 (1040 ヒット)

2006年2月14日

鳥取県議会議長

前田 宏 殿

全国地域人権運動総連合

議 長 石岡克美

### 「鳥取県人権救済条例」の施行延期と知事部局提案事項の充実を求めます

前略 鳥取県・片山善博知事は2月1日、鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例(「人権救済条例」)の無期限で施行を延期する条例案と、学識経験者など13人による「条例見直し検討委員会」を設けるための予算措置を議会側に説明しました。

片山知事の提起は、昨年10月に全国で初めて「人権救済条例」が可決されて以降、県内外から以前にも増して危惧や批判など、改廃を求める運動が高まりをみせたことの反映であり、真摯な対応と評価できます。

特に、条文の規定や制定の根拠等に曖昧性が見られることに係わって、県内外のマスコミや弁護士会、「人権条例に関する懇話会」等からも、言論表現や報道の自由を侵害し、真に必要な人権侵害救済が軽視され、新たな人権侵害が生じかねないと批判が起こったのは当然と考えます。

私ども全国人権連は、政府において求められる新たな人権侵害救済機関は、①「人権委員会」は国連パリ原則にのっとり政府(行政)から独立した機関とし、委員の人選、運営、予算の面でも独立性が担保できるようにする、②人権救済の強制調査の対象は、憲法上の基本的人権及び国際人権条約で規定されている権利の侵害、すなわち国家・行政権力や社会的権力(大企業など)による人権侵害に限定し、報道や国民の表現活動を規制したり、私人間の領域に立ち入るものとはしない、③新たな立法行為に対して人権アセスメントを導入し、法律による人権への影響を事前にチェックする機能も持たせる、ことが最低要件と考え、政府案の廃案運動を全国的に展開してきました。

一方、地方段階の人権救済制度は、埼玉県や兵庫県に男女共同参画の苦情処理機関が設置され、和解、勧告、提言など迅速な対応が行われています。こうした個別人権課題に限定した苦情処理機関であれば憲法上の疑義を生じることはありません。子どもや障害者などの権利を擁護する条例等も実施されており、鳥取県においてもこれらの積極面や教訓を生かすことが重要と考えます。

今後、県議会内で知事部局提案案件の議論が行われますが、長年にわたり旧身分に係わる障壁を解消し自由な社会的交流の実現をめざし、また民主主義や憲法の人権条項を暮らしに根付かせるために様々な人権課題にも取り組んできた立場から、標題に係わり次の諸点を要請いたします。

### 記

1、知事部局提案を真摯に受け止めていただき、「検討委員会」人選の公平・中立性の確保、「検討委員会」委員の公募枠の設定、「検討委員会」会議や議事録の公開、ヒヤリング団体・個人の公募や意見募集などを議会決議するなどして、県内外の信頼と期待に応えて下さい。

[政策・見解：人権連事務局長が人権条例で談話](#)

投稿日時：2006-2-8 21:21:22 (914 ヒット)

2006年2月2日

「鳥取県人権救済条例の施行延期にあたって」

全国地域人権運動総連合  
事務局長 新井直樹

鳥取県は2月1日、鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例（「人権救済条例」）の無期限で施行を延期する条例案と、学識経験者など13人による「条例見直し検討委員会」を設けるための予算措置を議会側に説明しました。

これは、昨年10月に全国で初めて「人権救済条例」が制定されて以降、県内外から以前にも増して危惧や批判の意見が盛り上がり、廃止を求める運動が高まりをみせたことの反映です。

そもそも、現行の政府や自治体による人権擁護の仕組みなどには、実効性など多くの問題が指摘されてきました。

求められる新たな人権侵害救済機関は、(1)「人権委員会」は国連パリ原則にのっとり政府(行政)から独立した機関とし、委員の人選、運営、予算の面でも独立性が担保できるようにする、(2)人権救済の強制調査の対象は、憲法上の基本的人権及び国際人権条約で規定されている権利の侵害、すなわち国家・行政権力や社会的権力(大企業など)による人権侵害に限定し、報道や国民の表現活動を規制したり私人間の領域に立ち入るものとはしない、(3)新たな立法行為に対して人権アセスメントを導入し、法律による人権への影響を事前にチェックする機能も持たせる、ことが必要要件です。

しかし、2002年以来政府が提案する「人権擁護法案」は、これらの要件を満たしておらず、人権や差別の定義も曖昧で、「差別禁止」の名の下に言論表現の自由が侵害されかねない代物で、多くの国民のみならず与党内からも異論がだされ、宙に浮いたままになっています。

こうした情勢にありながら、鳥取県では、県議会で継続審議とされてきた「条例案」であるにもかかわらず、論点を十分改善見直しすることもなく、政治的に成立をはかったものです。よって、県内外から、言論表現や報道の自由、真の人権侵害からの救済機構を求める立場からの批判が巻き起こったのは当然の成り行き



です。

全 国人権連も改廃を求めて、県や県議会に要請文を提出したり、石岡議長他の役員などで直接見直しを迫るなど、問題の本質にある同和問題の解決点と「解同」の よこしまな狙いを暴露する、積極的な活動を進めてきました。 こうした世論に押されて、片山知事も2回にわたる懇談会の議論を真摯に受け止めざるを得なくなりました。

しかし、「(部落)差別規制」を法律や条例として制度化することを執拗にはかる「解同」の動向は軽視できません。「解同」の狙いは、同和対策事業が終了 することとの関連で用意されてきた「人権」という土俵での「啓発」「教育」「侵害救済」という事態を利用して、特に中央・地方の「人権委員会」を牛耳るなどして、今後も各種人権政策・制度のもとで権益を得る足がかりを確保することにあります。

「解同」は、国民の内心に係わる「意識」を問題にし、言論表現活動や私人間の領域に強制的に立ち入り、違法な「確認糾弾」をいまも自治体の庇護の下に行い、人権侵害を生み出していますが、法律や条例はこうした「民間との連携」の名で違法な行為を合法化し、国民分断の策動に対する批判を許さない状況を作り出そうとするものです。

今後、鳥取県では「検討委員会」が設けられ、同和問題、障害者、高齢者などの各人権団体から人権侵害の実態を聞き取り、10回程度の会議で修正内容を詰めるようですが、検討委員会人選の公平中立性の確保、委員の公募枠の設定、会議や議事録の公開、ヒヤリング団体・個人の公募や意見募集など、民主的な手続きを十分ふんで、県内外の信頼と期待に応えるべきです。

県が4月から予定する人権侵害の実態調査では「現在の行政や法曹、民間の取り組みで救済されていない人権侵害があるか探す」(県人権局)といい、一件一件 の実例を集めていく方針と言われます。 また、そうした実例を基に、加害者への罰則が必要かどうかなども精査するともいいます。

24日開会の2月議会は大変重要な局面になります。 知事提案通りに行くかどうか、また不十分な提案内容を豊かなものにするために、鳥取の人権連準備会や「改廃を求める連絡会」などとも連携をはかり、逆流を許さないために取り組みを強めるものです。

[政策・見解：人権条例は「廃止」か「部分修正」かが焦点](#)

投稿日時：2006-2-2 20:10:42 (930 ヒット)

## 人権条例は「廃止」か「修正」かが焦点

鳥取民報 2006年2月5日



片山善博知事は「人権条例」について、施行凍結の改正案を二月議会に提出する意向を明らかにしました。この過程には、県内外の反対世論と弁護士会の改廃を求める一貫した姿勢、日本共産党と市民団体の広範な反対運動がありました。議会側は修正、または実施を求めており、今後、廃止か修正かをめぐって激しい攻防となっています。

### 条例成立の背景に悪政の競い合い

「人権条例」は元々、部落解放同盟の県議の質問を受け、2004年12月議会に知事が提案したものです。この時点で、県弁護士会からの指摘を受け、継続審議となっていました。これを、昨年10月、県議38人中、35五人(3会派)の議員が一部修正の上、議員立法で通したものです。

条例成立の背景には、日本共産党の議席が空白になり、自民党、元自民党系、民主党系会派が選挙のための実績づくりを競うという悪政の競い合いがあります。

条例が成立した当初、知事は「運用面で対応すれば十分」として、見直す考えのないことを強調していました。

日本共産党県委員会は、県民の言論・表現の自由に介入する重大な問題をもつとして、条例成立前に議会に対し可決しないよう要請。条例成立直後は、廃止を含め発動しない措置をとるよう知事に要請しました。

十月三十日には「人権条例を考える集い」を開き、県民的な議論を呼びかけました。そして、市民団体と党の五団体で「人権条例の改廃を求める鳥取県連絡会」を結成し、一万人署名運動を展開しています。

県弁護士会は、会長声明を出し、条例の改廃を求めることで一致しました。県内マスコミ十五社も反対を表明。年末、年始の二回、県が主催した弁護士、有識者を招いての「人権条例を考える懇話会」では、条例の根拠がない、実効性がない、言論を封殺するなどの批判が続出、廃止か抜本的な見直しの必要性が明らかになりました。

### 事実認定が重要と知事

片山知事は、記者会見で、「事実認定の作業から始める抜本的な見直しが必要と考えるか」との質問に、「私

はそれはした方がいいと思う」と述べ、「立法を必要とする事実をおさえてなかった。一からレビュー（再調査）するために現行条例の凍結を提案したい」と答えました。

知事が「抜本的な見直しが必要」との立場に変わった今、見直して修正で終らせず、条例廃止の流れを強めるいっそうの運動が重要です。

[政策・見解：大田原弁護士が語る](#)

投稿日時：2006-2-2 19:57:01 (1227 ヒット)

大田原弁護士が語る

### 問題は国の人権侵害からいかに人権を守るかだ

鳥取民報 2006年2月5日

「人権条例の改廃を求める鳥取県連絡会」は1月19日、大田原俊輔弁護士を招き「鳥取県人権条例の問題点を考えるつどい」を開きました。



#### 内心の自由と表現の自由は人権の根幹

大田原氏は、「人権にとって、内心の自由と表現の自由が一番大事だ。内心の自由がなければ、自己を確立し、実現することができない。表現の自由がなければ、政治的意見の自由が抹殺される。すると、国民が国家をコントロールできなくなり、国民主権の根幹が揺らぐ。これは、憲法で個人の人権を守ることが義務づけられている国家が、本来の役割を果さず、暴走することを意味する」と解明しました。

さらに、この人権を守るべき国家（立法府、司法府、行政府）が、深刻な人権侵害を引き起こしている点を指摘。「刑務所、入国管理局など法務省の管轄下で起きている人権侵害は、法的根拠がないため、裁判を起こしてもほとんど勝てない」と述べ、国際社会の要請にこたえて人権擁護法を日弁連が推進してきた経過を紹介しました。

これに対して法務省が「人権擁護法案」を出してきたが、日弁連は、①法務省の附属機関で独立性がない②表現の自由（報道の自由）を規制する一の重大な問題があると批判してきました。

大田原氏は法案の問題点について、さらに「人権侵害を救済できないばかりか、政治家の保身に利用される」と指摘しました。

鳥取県の人権条例について大田原氏は、『差別禁止』+  $\alpha$  の条例だ」と述べ、人権侵害を広く救済することも、迅速に救済することもできないとして、「福祉がなにもしてくれないとか、警察に助けを求めても動いてくれないとかで訴えても項目がない」と話しました。

また、人権侵害行為として「差別」「ひぼう・中傷」「虐待」「性的な言動」など対象行為がすべて抽象的な概念規定であり、「なにをしてはいけないかがハッキリしない」と指摘しました。

### この条例では監視社会になる

そして、曖昧な規定のまま、行政が市民生活で発生する私人間の紛争に罰則つきで広く介入することになれば、「行政が市民を監視する社会になり、表現の自由を萎縮させ、『こわくてものが言えない』ことになる」「人種等の属性に関して事実を摘示するだけで、委員会に呼び出され、あなたはこういう目的で言ったのでしょ、と自白を強要されることになる」と警告しました。

大田原氏は差別禁止条例への修正について「今鳥取県の中でどういう人権侵害の事案があるのか時間をかけて立法事実を積み上げ、カタログ化しなければ条例はできない。県民の中から声のあがっていない問題を県から押しつけるのは問題。県が勝手につくっても変なものしかできない」と答えました。

そのうえで「弁護士会は『協力できない』が結論。今後の方向として廃止ということでもり上げていくことが重要だ」と話しました。

政策・見解：「[人権条例](#)」反対署名

投稿日時：2006-2-1 18:39:01 (1557 ヒット)

## 「鳥取県人権条例」の廃止または

### 抜本的な見直しを求める陳情

鳥取県議会議長 前田 宏 様

2006 年 月

2005 年 9 月鳥取県議会で制定された「鳥取県人権侵害救済推進及び手続きに関する条例」(以下「条例」)は、次のような問題点をもっています。

#### ① 憲法が保障する「言論・表現の自由」を侵害します。

「条例」では人権侵害の規定があいまいであり、日常生活の全ての会話が対象となります。これでは自由にもものが言えない鳥取県になります。

#### ② 最も重要な行政機関など公権力による人権侵害には無力で、逆に行政機関(鳥取県)による市民生活への干渉・統制の道具になります。

国連は日本政府に「警察や入管職員による虐待を調査し、救済のため活動できる法務省などから独立した機関を遅滞なく設置すること」を勧告しています。最も救済が必要でかつ救済困難なのは公権力による人権侵害です。「条例」では、「人権侵害」の判定をする5名の「人権救済委員会」の行政機関からの独立性が保障されていません。しかも、行政機関は「その長の判断で、説明・資料提供などの協力を拒否する」ことができるようになっています。

#### ③ 報道機関の過剰な規制を助長し、「報道の自由」「国民の知る権利」が侵されます。

条例 31 条は、「報道機関の報道又は取材の自由その他の表現の自由を最大限に尊重し、これを妨げてはならない」としていますが、人権侵害の規定があいまいなため、過剰な報道規制を助長することになり、「報道の自由」と「国民の知る権利」を侵害することにつながります。

#### ④ 刑事罰に匹敵する「氏名公表」、及び「協力拒否すれば5万円以下の過料」という制裁が科せられるのに、憲法で保障された「適正手続き」が保障されていません。

「氏名の公表」は被疑者の社会的信用を失墜させるため、刑事罰に匹敵します。また被疑者への「調査」は刑事手続きでは裁判官の「令状」がないとできません。「条例」は、刑事罰並みまたはそれ以上の制裁を行うのに、刑事罰を科す場合に被疑者に対して憲法で保障されている「裁判を受ける権利」や「弁護士をつけて公正な裁判を受ける権利」が保障されておらず、憲法違反の可能性があります。

このような重大な問題点をもった条例がひとたび施行されれば、人権救済の名の下に、県民の基本的人権が侵されるという深刻な事態が生まれかねません。こういった事態を避けるためにも、以下の点を求めます。

#### **【陳情項目】**

一、「鳥取県人権条例」の廃止または抜本的見直しをすること。